

後発医薬品（一般名処方）の使用を推進

- (1) 当院では入院・外来診療において、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用、特に薬剤の一般的名称（**同一成分・効能**）を記載する処方箋の交付を積極的に行っています。
- (2) また、使用にあたっては後発医薬品の品質・安全性、安定供給等の情報を収集・評価し、採用決定する体制を整えています。
- (3) 医薬品の供給が不足等した場合は治療計画等を見直し薬剤の変更等をさせていただきます。上記にあたってはご説明のうえ適切にさせていただきます。
- (4) 患者さんの状態に応じ、28 日以上長期投与またはリフィル処方箋の交付を行っています。
- (5) 令和 8 年 6 月より、後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある薬剤で先発品を希望される場合は、**後発品との差額 2 分の 1 相当が患者さんの自己負担**となる場合があります。

* 但し、医療上、先発品を処方・調剤する必要があると認められる場合は、上記料金は必要ありません。

医療法人永井病院